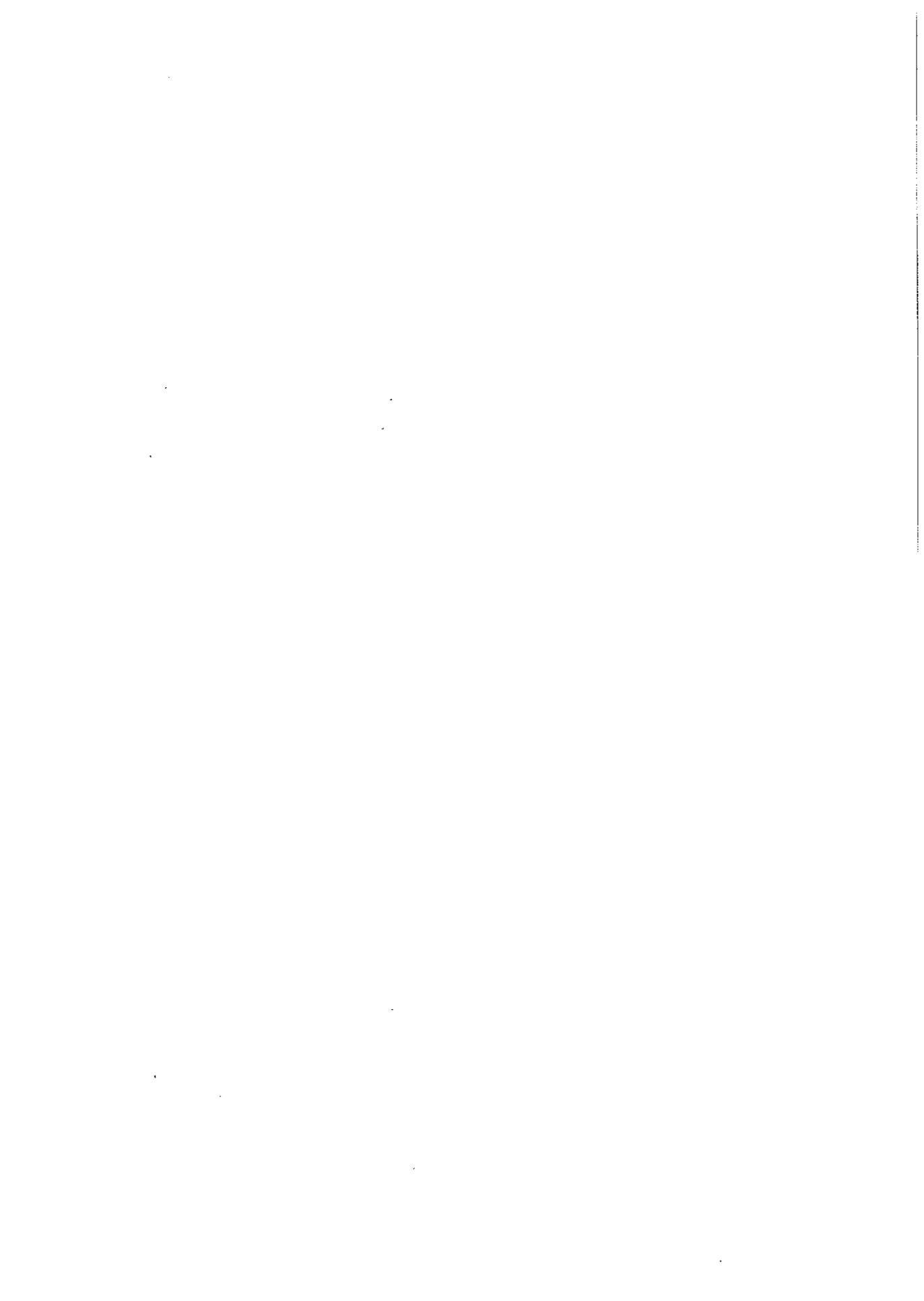


三 從 大 和 下 状

(咸豐五年〜六年)

一五二七号



## 解題

本文書は、一八五五（安政二）年八月から翌年六月までの下状の写しである。収録された文書は二六五点であるが、「下状目録」によれば、「御用封并御文箱差下候段、問合之事」に関する文書が三二点もあって最も多い。在番奉行や琉球在勤の役人あてに、いつ誰がどの船に書状を託したかは分かるけれども、残念ながら書状の内容については知ることができない。

そのなかに「飛船」・「鯉飛船々頭」・「飛船々頭西銘」に託したと明記されているものもある。火急の場合は「飛船」に託して連絡していたことが分かる。久高島の漁民が重要な役割を果たしていたことを確認することもできる。

その次に多いのは、「御使者役々勤方相済帰帆之段、

問合之事」に関する文書である。二六六点あるが、いずれも当時鹿兒島に渡った「御使者役々」王府の役人や船乗りたち）に関するものである。「六十四」・「二百」のように「医道稽古」を目的とする者や、「二百十六」のように真言宗の「修学」のために鹿兒島に渡った者もいたことが分かる。その他はほとんど下級役人や船乗りら（佐事・水主・その他）の帰郷の理由を記した文書である。

また「十五」・「十六」は「仕繰」（商売）と抜荷取締に関する文書である。「十五」によれば、「近年士并無系之者共仕繰之為楷船・馬艦船主二入交致渡海候者有之由」ということを前提に、「御使者役々」は鹿兒島に到着すると同時に厳重な検査が行われた。しかし、検査の結果は、「船々入津早速乗付相改候処、紛敷者罷居不申」ということであった。

「十六」によれば、鹿兒島で「万一抜荷取企候段及露顕候ハ、其科可被仰付」と王府から指示があったが、それについても、「御使者役々」から証文を取ってあるか

ら大丈夫だと回答している。この文書を見るかぎりにおいては、何ごともなかったかのようであるが、必ずしもその通りであったとはいえないであろう。事実関係もさることながら、このような文書のアリバイ的な性格も見落としてはならない。王府は確かに抜荷を取り締まったが、犯人を捕らえることが必ずしも目的ではなく、嚴重に検査しているという事実があれば、それで目的は達せられたのも同然であった。

「八十七」「八十八」は「唐物抜荷」の罪で遠島になった事件に関連する文書である。「八十七」は、事件が発覚して罰せられたケースである。「八十八」は、上役の監督責任に関する文書である。結局、前にも同じような事例があったが罪に問われなかったということから、今回も「御沙汰ニ不及」ということになったのは、それはそれとして興味深いことである。

以上のほかにも、幕府や薩摩藩への献上品のことや、島津斉彬から尚泰以下の高官への拝領物のことなど、興味深い史料が多いが、スペースが限られているので割愛

せざるを得ない。

「七十三」の「運送船」に関する文書と、「七十九」の宮古島の上納粟の積載量をめぐる琉球と薩摩の経済摩擦に関する文書は、薩摩藩との関係を考える上でとくに重要と思われるので、ここで簡単にふれておくことにしたい。

「七十三」は鹿児島への「運送船」の年限延長に関する文書である。一八五五（安政二）年八月八日付の「口上覚」によれば、もともと琉球・鹿児島間を往来する琉球船は楢船二艘と運送船二艘に制限されていた。一八二〇（文政三）年に運送船をもう一艘だけ増やすように願い出て、翌年から七か年の期限つきで承認された。その後、期限がくるごとに更新して、砂糖その他の品物を運んできたが、同年で期限が切れることになっていた。さらに七か年の延長を要望したのである。首里王府は、運送船が不可欠であることを力説し、その理由を次のように列挙していた。

1、江戸上りや冊封使の対応費などで莫大な費用がか

かり借銀が増えた。また鹿児島や中国へ使者を派遣したために鹿児島琉球館の借銀も増え、返済のめどが立たない。

2、王子・按司・三司官その他王府の高官らは、砂糖その他の品物を鹿児島へ送るにも、また必要な品物を注文する場合も、運送船を利用してゐる。鹿児島へ出張する役人らも滞在費を捻出するために運送船に砂糖その他の品物を運んで貰っている。

3、運送船を利用することができなくなると、薩摩藩の用船(以下「大和船」と称す)に頼むしかないが、そうすると、「運賃諸雑費太分相掛、適繰登候詮無之」、王府の財政にとってマイナスになるだけでなく、摂政・三司官以下の役人たちも困ってしまう。

王府は、以上のような理由をあげて、一八五六年から七年間の延長を願い出たが、薩摩藩はそれを二年だけ短縮して五か年の延長を承認した。

「七十九」は「宮古島下御国船重積石一件」に関する文書である。それによって当時、宮古島から上納される

粟の積載量をめぐって薩摩藩と琉球との間で経済摩擦があったことが分かる。そのなかの「御内意手扣」によれば、宮古島から首里王府に上納する「定納石」(仕登高)は、定式年貢と重出米(宮古島の場合は粟)を合わせて三八九六石余であった。粟のかわりに反布その他で上納する分と、島役人の扶持(役俸)の分を差し引き、さらに年貢の未進分を除くと、実際に首里王府に納められる粟の量は、運賃込みで平均して年に二九三三石余であった。

「大和船」が、「定石」のほかに「重積石」を二五〇石ずつ積み込むと、二艘で一七六六石になるので、琉球の馬艦船のために残された粟の量は一一六七石にすぎなかった。「大和船」の船主らは、「仕登高」は四、五千石もあって、二艘の分を差し引いても二八〇〇石ぐらいは残るはずだと主張していたが、それに対して琉球側は、宮古島の事情をよく知らないからそんなことがいえるのだと反論していた。

もともと宮古島にやってくる「大和船」は、一七三〇

年代の後半（元文の頃）から一七八六（天明六）年までは、二艘で六六〇石余を「定石」としていた。一七七〇年代までは積載量が足りなくても別に問題にはしなかった。ところが一七八一（天明元）年になると、「定石」に達しない場合は「空間運賃」を支払わなくてはならなくなり、その後一八〇一（享和元）年以降、次第に「大和船」の積載量が増え、一八五〇年代には「定石」が一、二六六石に達していた。

琉球側は、大抵のことは我慢してきたが、今回の要求は不当であるとつっぱねた。「御国船兩艘江是迄定石之外五百石丈為重積候ハ、残石至而僅計之高ニ而、馬艦船拾五六艘江配当相調候丈ニ而無之」と、「大和船」の船主らの要求は琉球の事情を無視するものだとして抵抗し、八方手をつくしてそれを阻止したのである。

（仲地哲夫）